

感染症流行指標値の設定について

(H23.12.13 最終改正)

鳥取県感染症情報センター

1 対象疾病

インフルエンザ、感染性胃腸炎、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、手足口病、ヘルパンギーナ（夏かぜ）、咽頭結膜熱、A群溶血性連鎖球菌咽頭炎、流行性角結膜炎、マイコプラズマ肺炎、伝染性紅斑、RSウイルス感染症

2 流行指標値の設定基準

過去5年間の鳥取県における地域ごとの定点患者数（週あたり）を算出し、数の少ない順に並べ、以下の基準により流行状況を区分し、これにより指標値を設定する。ただし、0人のデータは削除して並べることとする。

流行状況	表記	基準（単位：パーセントイル）
患者発生極小又はなし	×	20未満
散発	△	20以上50未満
やや流行している	○	50以上80未満
流行している	◎	80以上

ただし、マイコプラズマ肺炎及び流行性角結膜炎については、

×：同一の地域ごとの患者報告の最大人数が0人の場合、

△：同1人、○：2人以上、◎：4人以上とする。

3 流行指標値の更新

1年ごとに更新する。